

令和 6 年度 備前市一般不妊治療支援事業

備前市では、一般不妊治療(タイミング法や人工授精など)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成します。

助 成 対 象 者	①申請日において、夫婦のいずれか又は両者が備前市に1年以上住所を有する夫婦(法律上婚姻している夫婦または、事実婚関係にある夫婦) ②夫婦のいずれかが不妊症と診断され、一般不妊治療が必要と認められた方 ③夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと ④助成金の交付を受けようとする一般不妊治療に要する費用について、他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと
助 成 内 容	・対象者が負担した本人負担額の 2 分の 1 に相当する額(1,000 円未満は切り捨て)とし、1 年度あたり 4 万円を限度とする ・補助金の交付は、通算して 3 年度を限度とする
申 請 期 限	治療の支払いが終了した日の属する年度の末日まで ただし、3 月 15 日から 3 月 31 日までに支払いを終了した場合は翌月 30 日まで
申 請 関 係 書 類	①備前市一般不妊治療支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号) ②一般不妊治療支援事業受診証明書(様式第 2 号) ③法律上婚姻しており、夫婦の住所が異なる場合…戸籍謄本 夫婦の一方が外国籍を有している場合…いずれか一方の戸籍謄本 夫婦の双方が外国籍を有している場合…公的機関が発行した書類 事実婚関係にある夫婦…事実婚関係に関する申立書(様式第 3 号) 夫婦それぞれの戸籍抄本(一人分の戸籍謄本) ④医療機関の発行した一般不妊治療医療費に係る領収書及び明細書の写し ⑤必要に応じて、高額療養費限度額認定書又は健康保険証
支 払 方 法	備前市が申請書等を審査し、承認したときは口座振込みにより支給
申 請 窓 口 問 い 合 わ せ 先	備前市役所 こどもまんなか課 Tel(0869)64-1853

令和6年4月発行